

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告 国

2016 年(平成 28 年)10 月 31 日

長崎地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 緒 方 剛

原告ら第 5 準備書面の骨子

第 1 治水も裁量権論の枠外の問題である

原告らは、本件事業は結論ありきの方針によって策定されたものであること、この方針による治水計画では、①計画規模が過大なものであること、②基本高水のピーク流量も過大なものであること、③河道整備のみで長崎県の想定する流量は流下できることなどを指摘しました。

これに対し、被告は、河川管理者である長崎県に広範な裁量権があることをまづ強調しております。

しかし、原告らの主張は、長崎県が、故意に恣意的操作を加えて治水計画を策定していると主張しているのですから、治水面においてもそもそも裁量論が問題になるものではありません。仮に問題となるにしても、ダム建設のために恣意的に用いる数値をそれぞれ操作し・作出しているのですから、裁量権の逸脱・濫用に当たります。

第 2 氾濫面積については反論の体をなしていない

原告らが、結論ありきにて計画規模を設定したと確信しているのは、氾濫面積を求めるにあたって、あえて昭和 50 年の川棚川の状態を基礎としているからです。計画規模を定めるにあたって氾濫面積は重要な要素です。ところが、長崎県は、整備基本方針（平成 17 年）もしくは整備計画（平成 21 年）策定当時の河道

整備状況を基礎としているのではなく、あえて昭和 50 年当時の河道を前提に氾濫面積を算定しています。長崎県は、昭和 50 年以後 30 年余りにわたって、自ら川棚川の河道整備をしてきた事実を無視し、あえて整備前の昔の川を前提に大きな氾濫面積を算定しているのです。

これに対して被告は、昭和 50 年度から一連の事業として治水対策を進めてきたから昭和 50 年ころの河道を前提にすることに問題はないと言い逃れをします。

今後の氾濫見込みがあるからこそ、治水計画が必要なのであり、すでに氾濫がほとんど発生しないのであれば治水計画自体不要となります。不要なダムを必要なものとするために、あえて昔の川棚川の状態で氾濫想定面積を算定しているのです。

このように、治水計画策定時に既にあった事情（整備済みの河道）をあえて無視し、現在から 40 年以上前の河道を基礎としなければ、石木ダムの必要性は作出できなかつたのです。

第 3 降雨強度の超過確率は議論を避けている

原告らが、降雨強度の確率を問題としているのは、川棚川で長崎県の想定するような流量の洪水が発生する確率がどの程度あるかを検証するためです。そして、私たちは、基本高水流量が 1400 m³/秒となる降雨強度の発生する確率は「500 年から 1000 年に 1 度の確率」であることを確認しました。長崎県の決めた計画規模からみて 5 分の 1 以下の発生確率です。

どうして発生確率の極端に低い流量が基本高水流量に設定されたかという、長崎県があえて特異な洪水を基礎として流量を算定しているからなのです。どの洪水を参考にするかを検討する場面では、発生確率が異常に低い豪雨は除外しなければなりません。除外すべきかどうかを検討するために、降雨強度の確率を検討するのですが、長崎県はその検討をあえて全くせずに平然と基本高水流量を設定しているのです。

この点、被告は、3時間の降雨量の確率の検討で足りるなどと主張して、流量の発現する確率に言及することを避けているのですから、被告はあえて議論を回避しているのです。

第4 河道整備後は基本高水流量が流せる点

河道整備をすれば、長崎県の設定した基本高水流量の水が流れてきても、洪水となることなく流すことができます。この点については、被告は認否すらせず、「安全に流下させるためには石木ダムが必要だ」などと主張しています。河道整備をすれば想定する流量の水が流せるのですから、わざわざ地権者らの人権を踏みにじってまでダムを建設する理由はありません。

第5 最後に

①計画規模の数値は無理をして作りあげたものですし、②長崎県の言う毎秒1,400立方メートルもの洪水は、500年から1000年に一度しか発生しないものです。また、③仮にそのような事態が発生しても川棚川から溢れることなく流れ去ります。長崎県はあえてこのような不都合な事実を無視して、ダムの必要性を作出しているのです。

このように、利水のみならず、治水に関しても、本件事業の必要性がないことは明らかであり、原告らの人権を強烈に侵害してまでして、行う正当性が全くない違法な事業です。

以上が、原告らの第5準備書面で主張したことの骨子です。

以上